

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.8 万隻(令和2年 12 月現在))、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で4回目の更新)している。現行の承認期間は令和3年 3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針」及び「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」についても新たに制定する。

2. 新しい委員会指示の概要

これまでと同様に「過去5年間の実績者」を承認対象とすることにより、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

(1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認条件とする。

① 過去5年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 平成 28 年 1 月 1 日から令和2年 12 月 31 日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

- ・ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日から令和5年3月 31 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に 3 ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料2-1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料2-2 瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 新旧対照表(案)
- (3) 資料2-3 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号(案)
- (4) 資料2-4 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)
- (5) 資料2-5 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)
- (6) 資料2-6 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 新旧対照表 (案)

(傍線の部分は変更部分)

新	旧
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示<u>第三十六号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第二百一十一条第一項</u>の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和二年十二月十四日</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎 <u>瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示</u> 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）<u>第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条</u>に規定する瀬戸内海 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ <u>法第六十条第三項</u>に規定する定置漁業 ロ <u>法第六十条第五項</u>に規定する共同漁業 ハ <u>法第六十条第七項</u>に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ <u>漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業</u>	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示<u>第三十一号</u> <u>改正 平成三十一年 三月十八日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号</u> <u>令和二年 五月二十九日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第六十八条第一項</u>の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>平成三十年三月二十二日</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）<u>第一百十条第二項</u>に規定する瀬戸内海 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であって、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ <u>法第六条第三項</u>に規定する定置漁業 ロ <u>法第六条第五項</u>に規定する共同漁業 ハ <u>法第七条</u>に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ <u>法第五十二条第一項に規定する指定漁業</u>

(削る。)

(削る。)

ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

- (イ) 小型定置漁業
- (ロ) 小型定置網漁業
- (ハ) つば網漁業

2 操業の禁止

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和二年十二月三十一日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和三年二月十二日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十八年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 法第六十五条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

- (イ) 小型定置漁業
- (ロ) 小型定置網漁業
- (ハ) つば網漁業

2 操業の禁止

平成三十年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

- (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号の3の（1）及び4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であって、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

- (2) 令和三年二月十二日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。
- (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添え、更に(2)の規定による申請の場合にあっては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(削る。)

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）」に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

- (2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。
- (3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(4)若しくは(5)の承認をしたときは、その承認者（(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び様式第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2) の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあっては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下（5）において「当該者」という。）が現被承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であって、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。

イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。

ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がないこと。

ハ 当該都道府県における現被承認者の数に当該者の数を加算しても、平成三十年四月三十日時点の当該都道府県における旧被承認者の数を超過しないこと。

(6) (4) 及び (5) の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4) の規定による申請の場合にあっては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届及び原簿謄本を、

(5) の規定による申請の場合にあっては原簿謄本を、それぞれ添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものであ

(3) (2) の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下（5）において「当該者」という。）が現承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であって、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。

イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。

ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の漁獲枠の遵守に支障がないこと。

ハ 当該都道府県における現承認者の数に当該者の数を加算しても、当該都道府県の旧承認者の数を超過しないこと。

(6) (4) 及び (5) の規定による承認の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、(4) の規定による申請の場合にあっては現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を、(5) の規定による申請の場合にあっては(5) に定める都道府県の水産主務課長による意見書及び原簿謄本を、それぞれ添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶に

る旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (7) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

(削る。)

(削る。)

5 承認証の再交付の申請

- (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

- (2) 3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (7) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

- (8) (2)、(4)及び(5)の申請並びに(7)の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

5 漁獲実績報告書等

- (1) 3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び様式第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

- (2) 3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

- (3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも報告される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(新設)

7 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合
- ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和五年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
- イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載（4の変更に該当する場合は除く。）されていることが明らかになった場合
- ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から令和三年四月三十日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号）

この指示は、平成三十一年三月十八日から施行する。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号）

1 この指示は、令和二年五月二十九日から施行する。

2 この指示の施行前における改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号の規定による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認とみなす。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和二年十二月十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

指示
瀬戸内海広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海

（２）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三条に掲げる漁業

ホ 法第五十七条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ） 小型定置漁業

（ロ） 小型定置網漁業

（ハ） つば網漁業

2 操業の禁止

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和二年十二月三十一日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和三年二月十二日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十八年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 令和三年二月十二日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、（1）の規定による承認を受けることができる。この場合、（1）のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添え、更に（2）の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の（1）又は4の（2）、（4）若しくは（5）の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やか

に、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者(以下(5)において「当該者」という。)が現被承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であつて、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。

イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。

ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がないこと。

ハ 当該都道府県における現被承認者の数に当該者の数を加算しても、平成三十年四月三十日時点の当該都道府県における旧被承認者の数を超過しないこと。

(6) (4)及び(5)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、(4)の規定による申請の場合にあつては現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届及び原簿謄本を、(5)の規定による申請の場合にあつては原簿謄本を、それぞれ添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(7) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百十一条第四項において準用する法第二百十條第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年一月一日から令和五年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十六号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現 行		変更（該当項目のみ記入）
承認番号				
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
主な水揚げ市場 （又は漁協）				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	○○ 年 月 日から ○○ 年 月 日まで
年 月 日 瀬戸内海広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和2年 12 月 14 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに委員会事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2)裏付命令を受けた者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付命令を申請した日及び承認を取り消された日から1年間は、承認を行わない。ただし、裏付命令を受け承認も取

り消された場合はいずれか早い方を起算開始日とする。

- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、委員会事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

新	旧
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和2年 12 月 14 日策定 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 36 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、<u>漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。</u> ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロの<u>くろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない</u>漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が<u>採捕停止命令に</u><u>従わない</u>ことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、<u>採捕停止命令</u>に係る指導に<u>従わない</u>、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 平成 30 年3月 22 日策定 令和元年 11 月 15 日一部改正 令和2年5月 29 日一部改正 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第 31 号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、 <u>1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等でくろまぐろを水揚げしたことが分かる書類</u> <u>2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書</u> <u>とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。</u> <u>なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。</u> ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロの<u>操業自粛要請に明らかに応じなかった</u>漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が<u>操業自粛要請に</u><u>応じない</u>ことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、<u>操業自粛要請</u>に係る指導に<u>応じない</u>、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁

業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。
なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和3年2月 12 日のため、委員会指示の3の(1)の口の「採捕停止命令」に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、第6管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、第6管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
 - ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。
- この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。
- イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。
- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が 400 を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であって、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が 400 を超えるときには、現被承認者の数が平成 30 年4月 30 日時点の被承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
 - ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(6)及び(7)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。
なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月 18 日のため、委員会指示の3の(1)の口の「操業自粛要請」に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

- ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。
- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
 - ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。
- この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。
- イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。
- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が 400 を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であって、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が 400 を超えるときには、現承認者の数が旧承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
 - ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)及び4の(8)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。 (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、<u>使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更</u>とする。 (2) <u>(1)に記載の変更のうち</u>、使用船舶の変更に係るものは、 ① <u>現被承認者</u>が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 ② <u>現被承認者</u>が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。 <u>(削る。)</u> 5. その他 (1) 委員会指示の承認申請等 <u>(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)</u> で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。 (2) 委員会指示の1の(2)で、<u>漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業</u>の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に<u>従うこと</u>を条件に、委員会指示では<u>かつお・まぐろ漁業</u>として扱うものとする。 (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。 ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。 ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。 (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。 <u>(5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。</u> <u>(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。</u>	委員会指示の4の(2) <u>、(3)</u>に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。 (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。 (2) <u>委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船</u>に係るものは、 ① <u>承認を受けた者</u>が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合 ② <u>承認を受けた者</u>が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。 5. 承認証の再交付の申請 <u>委員会指示の4の(2)、(6)及び(7)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。</u> 6. その他 (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる<u>ので、参考とされたい。</u> (2) 委員会指示の1の(2)で、<u>漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 52 条第1項の指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業</u>の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に<u>応じること</u>を条件に、委員会指示では<u>近海かつお・まぐろ漁業</u>として扱うものとする。 (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。 ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。 ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。 (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	---

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式※1			旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	○	＝	△	－	－	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	＝	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	＝	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ※3	○	○	△	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		＝	＝	○	－	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		＝	○	＝	○	－	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1　第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書

※2　承認証の記載事項　住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3　委員会指示の4の（5）の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和3年4月1日～令和5年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の（5）の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。

- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式※1						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	＝	＝	○	○	＝	△	－	－	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	＝	＝	○	○	＝	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		＝	＝	○	○	＝	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	＝	＝	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ※3	○	○	＝	＝	○	△	○	新番号を付与	<u>変更後の</u> 承認証を交付する。
再交付申請		＝	＝	＝	＝	＝	○	－	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		＝	＝	＝	＝	○	＝	△	－	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1　第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2　承認証の記載事項　住所、氏名、船名

※3　委員会指示の4の（5）の規定による申請の場合は、様式第四号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は承認証に記載されている始期～令和3年3月31日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）。
 - ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
 - ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
 - ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
 - ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

令和2年12月14日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和3年2月12日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、第6管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、第6管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が400を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であつて、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が400を超えるときには、現被承認者の数が平成30年4月30日時点の被承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)及び4の(3)、(6)及び(7)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用

船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
- ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、「S」(瀬戸内海)と記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}			旧承認証	承認番号 の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 （者が変わらず、船のみ入れ替える場合）		○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など （船は変わらず、者が変わる場合）	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる） ^{※3}	○	○	△	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の4の（5）の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和3年4月1日～令和5年3月31日とする（変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない）。ただし、廃業見合新規（委員会指示の4の（5）の規定による申請を含む。）の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号（再交付申請書）を添付する。